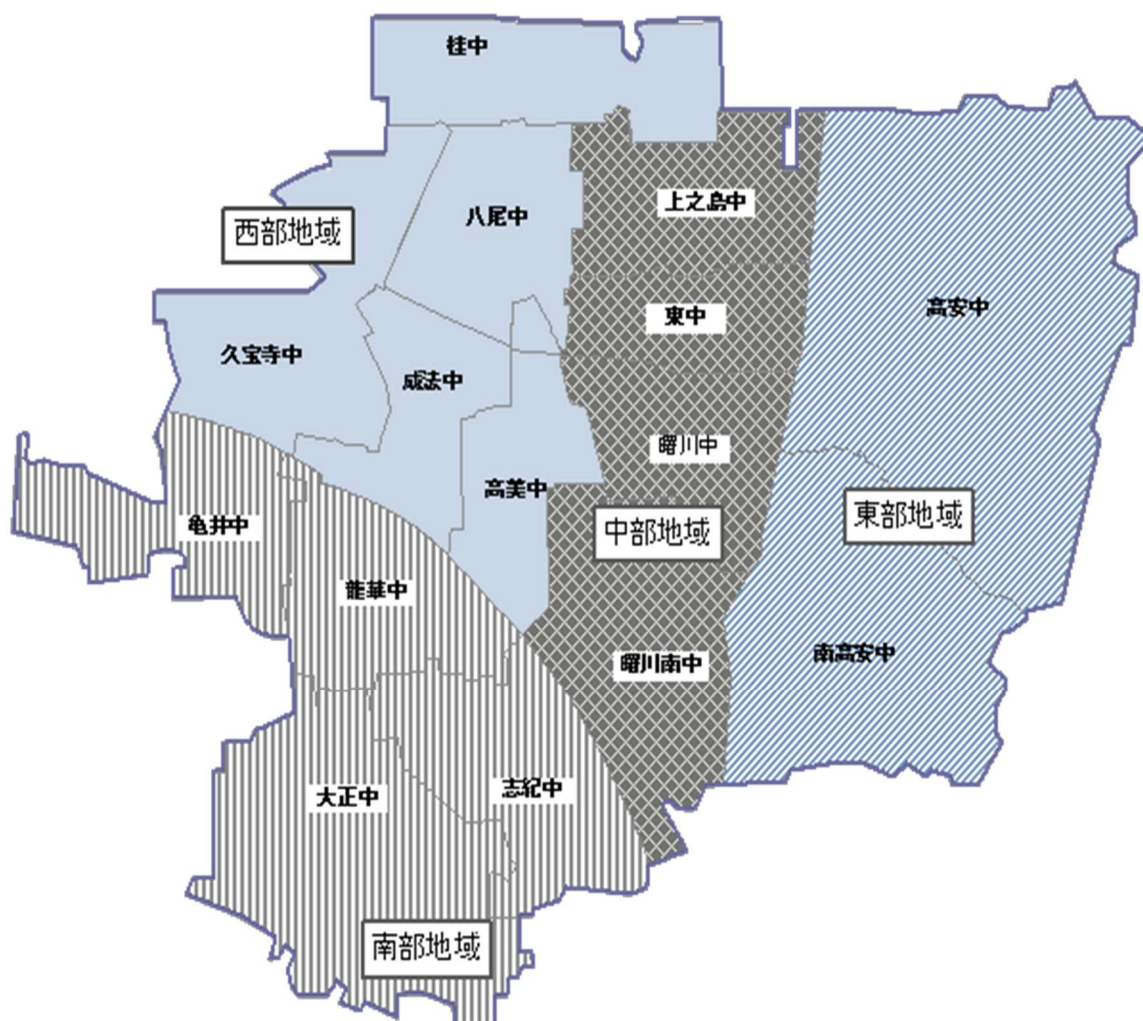


八尾市小規模保育事業A型
(令和9年4月開園)
設置・運営事業者募集要項

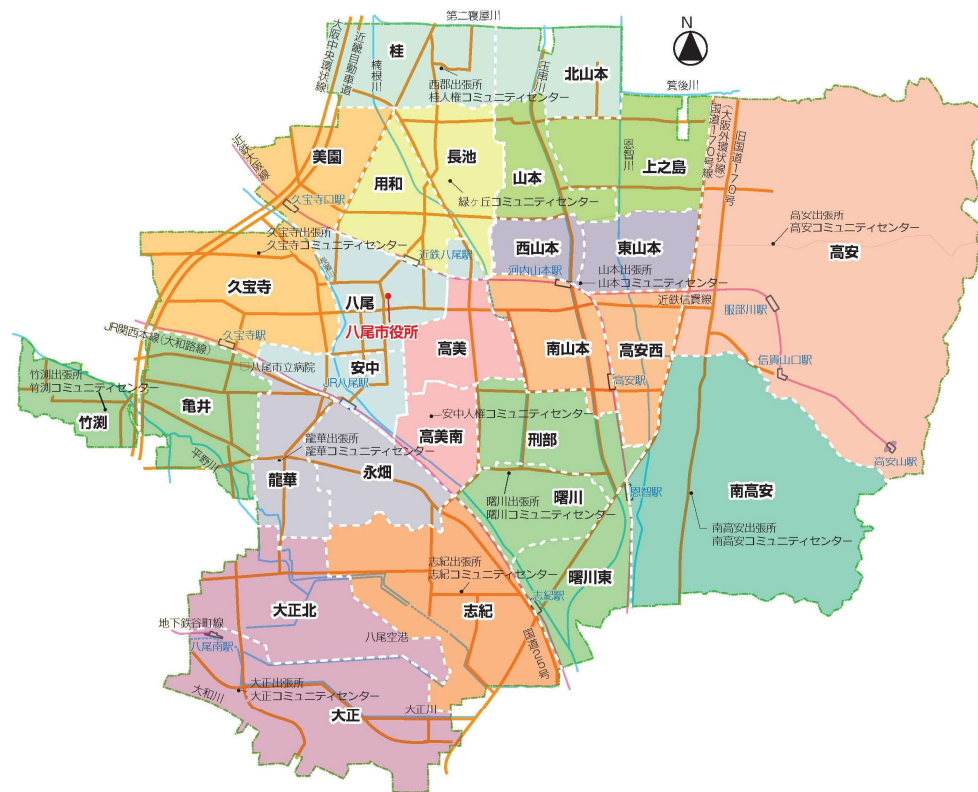
令和8年9月
八尾市こども若者部 保育・こども園課

教育・保育提供区域



地域区分	中学校区	小学校区	地域区分	中学校区	小学校区
西部地域	成法中学校	八尾小学校 安中小学校	中部地域	上之島中学校	山本小学校 上之島小学校
	八尾中学校	用和小学校 長池小学校		曙川南中学校	曙川小学校 刑部小学校 曙川東小学校
	久宝寺中学校	久宝寺小学校 美園小学校		曙川中学校	南山本小学校 高安西小学校
	桂中学校	桂小学校 北山本小学校		東中学校	東山本小学校 西山本小学校
	高美中学校	高美小学校 高美南小学校	南部地域	亀井中学校	竹湊小学校 亀井小学校
東部地域	高安小中学校			龍華中学校	龍華小学校 永畑小学校
	南高安中学校	南高安小学校		大正中学校	大正小学校 大正北小学校
				志紀中学校	志紀小学校

八尾市の小学校区図



詳細な小学校区については、八尾市の HP で住所から確認すること。

(URL)

https://www.city.yao.osaka.jp/kosodate_kyouiku/kyouikuiinkai/1013641/1014716/1013640/1004062/index.html

1 応募概要

1 募集の趣旨

八尾市では、第3期八尾市子ども・子育て支援事業計画に基づき、公民協働のもと、保育士確保・定着を図りつつ、既存の特定教育・保育施設の有効活用を基本とする対策を行い、保育枠の確保を進めてきた。しかしながら、今後の低年齢児の保育枠の不足が見込まれることから、保育枠の確保を目的として、小規模保育事業A型（以下「小規模保育事業」という。）の設置・運営事業者を募集する。

2 募集区域

募集区域			募集施設数	定員
西部	①	八尾小学校区・用和小学校区・ 長池小学校区	1 施設	0～2歳児 19名

※ 募集区域の場所は2ページ「八尾市の小学校区図」を参照

3 開園日

令和9年4月1日

※令和9年4月1日の入所児童に係る募集・選考については、1次選考の対象外となり、2次選考からの対象となる。

2 応募条件

1 応募資格

応募に当たっては、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 開園日において、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、又は会社法（平成17年法律第86号）第25条第1項の規定により設立された株式会社であること。
- (2) 株式会社の場合、開園日において、次に掲げる施設のいずれかを5年以上運営する実績を有していること。
 - ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により認可された保育所
 - イ 児童福祉法第34条の15第2項に規定により認可された小規模保育事業
 - ウ 児童福祉法第59条の2の規定に基づき届出のあった認可外保育施設のうち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が交付されている施設（1日に保育する乳幼児の数が6人以上の施設に限る。）
- (3) 国、都道府県又は市町村が実施する法人又は施設の指導監査等において、重大な指摘を受けたことがないこと。ただし、重大な指摘を受けたことがあるが、既にその改善がなされている場合はこの限りではない。
- (4) 法人税、法人市民税及び消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 児童福祉法第34条の15第3項第4号に該当していること。
- (6) 法人及び役員が次のいずれにも該当していないこと。
 - ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に規定する者
 - イ 国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条に規定する者
 - ウ 八尾市暴力団排除条例（平成25年条例第20号）第2条第2項に規定する暴力団、警察当局から排除要請がある者及び八尾市契約関係暴力団排除措置要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
- (7) 次のいずれかの申立て又は通告がなされていないこと。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件にかかる同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132号又は第133条の規定による破産申立て
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て、又は同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件にかかる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条に規定する更生手続開始の申立て
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立て、又は同法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる和議事件にかか

る同法による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立て

- (8) 安定的な運営のため年間事業費（賃料を含む）の12分の1以上に相当する資金を、施設整備費用と別に、普通預金又は当座預金等の換金性の高い形態で保有していること。
また、応募者の財務内容が基本的に直近3事業年度連続して損失を計上していないこと。

2 施設及び運営にかかる条件等

応募に際しては、八尾市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第39号）（以下「認可条例」という。）、八尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第40号）及びその他関係法令等を遵守し、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 施設に関する事項

ア 既存建物を活用する場合は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項に規定する検査済証が発行されていること。なお、検査済証の発行が確認できない場合は「検査済証のない建築物にかかる指定確認検査機関等を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン」に基づき、指定検査機関等にて法適合状況調査を行い、その状況を示す書類を提出すること。

イ 現行の建築基準法上における耐震基準を満たしており、耐震上問題がないこと。なお、昭和56年5月31日以前に確認通知を受けた建物を活用する場合は、耐震調査を実施しており、耐震上問題のないことを証明する書類を提出すること。

ウ 事業に供する土地及び建物が、差し押さえを受けていない等、安定的かつ継続的に使用可能な状況にあること。

エ 土地又は建物の貸与を受けて事業を実施する場合は、事業の安定性及び継続性の確保が図られるよう次のいずれかに該当し、かつ賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。

(ア) 地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記していること。

(イ) 貸主が、地方住宅公社もしくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体であること。

(2) 運営に関する事項

ア 定員

総定員は原則19名とし、年齢別の定員は八尾市と協議のうえ設定すること。なお、連携施設については、事項「3 連携施設」を参照のこと。

イ 職員体制

認可条例第30条第1項において定める充足すべき職員数を満たしていること。

ウ 開所日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く日とすること。

エ 開所時間

午前7時30分から午後6時30分までを含む12時間以上とすること。

オ 保育内容

保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）に準じた保育を行うこと。

カ 食事の提供

- (ア) 食事を提供するときは、原則として事業所内で調理する方法により行うこと。ただし、認可条例第17条第1項の規定を満たす場合は、連携施設等から搬入する方法により行うことができる。
- (イ) 離乳食やアレルギー食等、配慮を要する児童の対応食等、個々に配慮した食事を提供すること。

キ その他

- (ア) 地域の子育て家庭への支援事業を積極的に実施すること。
- (イ) 施設の運営に意欲を有し、八尾市及び八尾市内の既存認定こども園等の事業者と協力・連携を図ること。
- (ウ) 開園にあたっては、事業内容等について事業者自らが地域住民等に十分な説明を行い、理解を得られるよう努めること。
- (エ) 開園後においては、保護者が利用できる送迎用の駐輪・駐車スペースを施設近隣に確保する等、送迎時の安全への配慮とともに、近隣住民に迷惑がかからないよう努めること。

3 連携施設

- 1 本市が連携可能と確認しているのは以下の1施設である。ほかに、申請者と同一法人が運営する施設を連携施設とすることもできる。なお、連携施設は応募開始時点で運営されている施設、又は事業開始時点までに開園予定の施設とする。

八尾市立東山本わかばこども園については、応募提案の前に八尾市こども施設運営課と連携に係る協議を行うこと。それ以外の施設については、連携施設と連携に係る協議を行うこと。

また、別に定める様式第6-1号「小規模保育事業連携施設設定同意書」を交わすこと。申請者と同一法人が運営する施設が連携施設となる場合は、別紙第6-2号「小規模保育事業連携施設届出書」を提出すること。

施設名称	施設区分	所在地・電話番号	2号認定3歳児 受入可能数
八尾市立 東山本わかばこども園	幼保連携型 認定こども園	八尾市東町3-5 072-924-3840 ※電話番号はこども施設運営課	7人

- 2 応募提案後に事業者として選考された場合、小規模保育事業を実施するにあたって、利用児童に対する保育が適切かつ確実に行われるよう、次に掲げる内容について連携施設と連携協力すること。その際は連携の内容について、事業者選考後に家庭的保育事業等の連携施設承諾書（以下「承諾書」という。）を取得する前に、市と協議しなければならない。

※ 承諾書は、認可申請書の提出期限までに取得しておかなければならない。

※ 連携施設及び承諾書の内容は、八尾市と調整の上、決定すること。

(1) 保育内容の支援

利用児童に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な小規模保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2) 代替保育の提供

職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該小規模保育事業者に代わって保育を提供すること。

(3) 卒園後の受け皿の設定

卒園後に連携施設において児童を受け入れ教育又は保育を提供すること。

3 施設改修補助金

八尾市では、事業者自らが賃貸物件等を改修して事業所を設置する場合に、以下の内容にて改修費用の補助金を交付しているため、交付を希望する場合は施設整備計画書（様式第9号）の利用希望欄にチェックマークを記入すること。なお、建物を建築して事業所を設置する場合、補助金は交付されない。

(1) 補助金額について

補助基準額	補 助 金 額
27,193千円	以下の①～③の金額を比較して最も少ない額の4分の3の額を補助する。 ①交付決定額の算定の基礎となる改修工事費や賃借料を合算した額 ②対象経費中、実際に支出した改修工事費や賃借料を合算した額 ③補助基準額

※ 国からの補助金が見込めない場合等は、補助金を交付できない場合がある。

(2) 対象経費について

項 目	内 容
対 象 経 費	① 建物改修費 ② 実施設計費、工事監理費 ③ 建物の賃借料（令和8年度中に発生したものに限る）又は礼金 ※工事を行うために新たに賃貸契約をした場合に限る
対象外経費	① 外構や装飾等の運営上必須ではない工事費 ② 施設設備の老朽化に伴う改修以外の改修費 ③ 施設建設を目的とした工事費 ④ 土地や既存建物の買収にかかる費用 ⑤ 土地の整地費用 等

(3) その他

補助金には多額の公的資金(税金)が投入されることから、事業実施に当たっては八尾市と協議の上、適正な執行、かつ円滑な事業進行に努めること。（例：事業開始のための整備工事事業者との契約については、本市が行う契約手続きの取り扱いに準じて入札を行う必要がある、等）

4 応募者の募集等

1 応募手続き

(1) 応募書類の配布について

ア 配布期間

令和8年9月30日（水）から令和8年10月14日（水）まで

（ただし、土・日曜日、祝日及び夜間の市役所閉庁日時は除く）

イ 配布場所

八尾市こども若者部 保育・こども園課 窓口

（八尾市本町1丁目1番1号 八尾市役所本館7階）

※ 応募書類は八尾市ホームページにも掲載するのでダウンロードすることも可能。

(2) 応募書類の受付について

ア 受付期間

令和8年9月30日（水）午後3時00分から

令和8年10月14日（水）午後5時15分まで

（ただし、土・日曜日、祝日及び夜間の市役所閉庁日時は除く）

イ 提出先

八尾市こども若者部 保育・こども課 給付管理係

（八尾市本町1丁目1番1号 八尾市役所本館7階）

※ 書類の提出は持参に限るものとし、郵送等は不可とする。

ウ その他

(ア) 提出書類一覧表を確認の上、提出書類に漏れがないよう注意すること。

(イ) 応募書類は、正本1部、副本6部の計7部を提出すること。

(ウ) 応募書類の返却には一切応じることができないため、必要であれば各自で控えること。

(エ) 提出書類一覧表に記載の書類の他、必要に応じて追加書類の提出を求める場合がある。

(3) 質疑応答について

ア 受付期間

令和8年9月30日（水）から令和8年10月8日（木）

イ 質問方法

電子メールで、タイトルを「八尾市小規模保育事業A型設置・運営事業者の募集にかかる質問事項」として、別紙の「質問票」を問い合わせ先メールアドレス宛てに送信すること。電子メールのみの受付とし、電話等での質問は一切受け付けない。

ウ 回答方法

質問の内容及び回答は、令和8年10月13日（火）までに八尾市ホームページに回答を掲載する。

エ その他

質問は、4 ページ **1 応募資格** を満たした者からのみ受け付けるものとする。

2 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、選考の対象から除外する。

- (1) 審査に関する不当な要求等を申し入れた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類の記載内容に齟齬があった場合
- (4) この要項に違反又は逸脱した場合
- (5) その他不正行為があった場合

3 その他

- (1) 応募にかかる一切の費用は、応募事業者の負担とする。
- (2) 応募書類は、八尾市情報公開条例（平成7年条例第9号）の規定により公開することがある。
- (3) 本要項に定めのない事項については、別途八尾市と協議の上、決定すること。

5 選考

1 選考方法

選考委員会において、提出された書類について審査を行い、最も総合点数の大きい事業者の中から1者を決定する。なお、1者しか応募がない場合においても内容審査の上、事業者を決定する。

選定委員会当日に、提出された書類の内容についてヒアリングを実施するため、応募事業者の担当者は必ず出席すること。

選考委員会及びヒアリング実施日： 令和8年11月9日（月）10：00～

2 審査項目

以下の項目について基準を設け審査を行う。

項目	審査内容
1 事業者の現況	事業者の組織体制
2 事業の運営内容	施設長
	保育に関する考え方・実施に対する思い
	安全対策・衛生管理体制
	情報提供・苦情対応
	職員配置
	連携施設
	給食提供
	教育・保育に関する全体的な計画
	連携園との連携のしやすさ
	その他のサービスの実施内容
3 計画の妥当性	事業開始までのスケジュール
	資金計画
	設置計画・物件の状況
4 経営の安定性	現在の経営状態
	運営状況の点検、評価
	人材確保のための方策
	人材育成
	運営実績

4 選考結果について

選考結果は、令和８年11月下旬までに応募事業者に対し書面により通知する。また、八尾市ホームページにおいても公表する。

【問い合わせ先】

〒581-0003 八尾市本町一丁目１番１号

八尾市 こども若者部

保育・こども園課 給付管理係

TEL：072-924-9857

FAX：072-924-9548

E-mail：hoiku@city.yao.osaka.jp